平成２６年（フ）第１６５３号
神奈川県相模原市南区東林間６丁目18―４
債務者　手塚　満枝
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６４号
東京都品川区戸越１丁目18―10
債務者　市村　朋子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６５号
東京都葛飾区東金町３丁目36―10―302
ウィンベルソロ金町第９
債務者　鈴木　克洋
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６８号
東京都渋谷区神山町27―９―１Ｂ
債務者　加藤　淑子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６９号
神奈川県厚木市関口1020―22
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６７０号
東京都北区志茂４丁目36―２
債務者　小河原文惠
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６７６号
東京都新宿区百人町２丁目23―12―108
債務者　村上　照雄
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０７号
東京都三鷹市中原４丁目23―４　泉荘
債務者　櫻木　嘉人
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０８号
東京都羽村市富士見平１丁目18　羽村団地４―307
債務者　青木　悟郎
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０９号
東京都江東区北砂１丁目１―１―505
債務者　金沢のえ子こと　金澤のゑ子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１２号
東京都世田谷区岡本３丁目32―17　サニーハイツＡ201
債務者　竹田恵理子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１３号
千葉県市原市青葉台５丁目11―11
債務者　鈴木　早苗（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１４号
東京都練馬区豊玉北４丁目29―３―204
債務者　綿貫　茂子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１６号
東京都荒川区荒川３丁目71―１―102
債務者　國友　　円
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１７号
東京都大田区北糀谷１丁目14―４―605
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１８号
東京都練馬区桜台５丁目17―16―202
債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部